

過去に退職一時金を 受け取られた方へ

現在は、国民全員が60歳までの間、いずれかの年金制度に加入しなければならないため、年金受給権は必ず発生する制度となっていますが、過去の年金制度には、年金加入期間が足りず年金受給権を満たさない場合に、掛金の払い戻しとして退職一時金をお受け取りいただくことがありました。

退職一時金を共済組合から受け取られたことがある方は、以前受けた退職一時金に利息を付して返還していただく必要があります。もともとは、将来年金を受け取るための掛金の一部または全部を払い戻していることとなりますので、改めて掛金の納め直しとご理解をいただきたいと思えます。退職一時金返還金の詳細については以下のとおりとなります。

1 返還対象者について

昭和54年12月31日までに退職し、退職一時金を一部だけ受け取られた方

※ 全額受け取っているが、公務員に再就職し合計20年以上公務員期間を有している方が、その後年金を受ける権利を有することになった場合には、すでに受け取っている退職一時金に利息をあわせた金額を返還していただく必要があります。

2 利息について

1の対象者については、退職一時金に利息をあわせた金額を返還していただく必要があります。利息については、その支給を受けた退職一時金の額にその支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの利息を加えた額を返還していただくこととなります。

3 返還方法について

退職一時金の返還方法については、次のとおりです。

①年金から控除する方法（支給する年金額から、その1回に支給される額の2分の1を返還）

②一括または分割して返還する方法^(注)

(注) 退職共済年金または障害共済年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から1年以内に返還いただくこととなります。

現在の法律の定めでは、年金を受け取る権利が発生した時、同時に返還義務が生じることとなっています。よって受給権が発生した場合（満60歳で公的年金加入期間が25年以上あった場合に退職共済年金を受ける権利が発生します）、退職共済年金の請求案内と併せて、お知らせしています。